

質問回答書

このことについては、下記のとおりです。

公 告 番 号 春日部市告示第 5 1 9 号
件 名 春日部市環境センター余剰電力売払

記

質 問 事 項	回 答 事 項
1. ①内訳書の②金額（予定売払電力量×単価）の算出において、計算結果に 1 銭未満の端数が生じる場合の端数処理方法をご教示ください。	1 銭未満の端数は切捨てとしてください。
2. ②契約保証金の納付免除申請について、落札候補者決定後に提出するとの認識でよろしいでしょうか。また、免除の可否が確定するタイミングについて、ご教示ください。（免除とならない場合の納付準備に時間を要するため）	お見込みのとおりです。なお、免除の可否については、納付免除に必要な書類提出後、5 開庁日を目安に回答します。
3. ③契約保証金の納付が必要な場合、銀行保証書による納付は可能という認識でよろしかったでしょうか。また、保証書の発行には 2 週間程度を要する場合がありますが、その場合、契約締結まで一定期間の猶予をいただくことは可能でしょうか。あわせて、契約締結までに保証書原本の提出が困難な場合、PDFデータを先行提出し、原本を後日郵送する対応が可能かご教示ください。	銀行保証書による納付は可能です。なお、契約予定日までの納付が困難な場合、別途協議とします。
4. ④予定価格の位置づけについて、予定価格は入札価格の上限額・下限額・参考価格のいずれに該当するものでしょうか。	下限額に該当します。
5. ⑤毎月の電力量料金の支払いについて、銀行振込での対応は可能でしょうか。	振込での納入も可能です。 なお、金融機関によっては納付書を使用した窓口納付が利用できません。詳細は春日部市公式ホームページを確認してください。 春日部市公式ホームページ（指定金融機関と収納代理金融機関） https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/suito/7341.html
6. ⑥非化石価値について、売電量に係る非化石価値は全量受注者に帰属するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質 問 事 項	回 答 事 項
7. ⑦契約条項第25条に定める同意書等については、契約締結後に発注者より様式をご提供いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8. ⑧発電側課金について、契約条項の記載から、発電側課金は発注者負担とし、受注者が一般送配電事業者へ代理で支払いを行い、発注者へ別途請求・精算を行う認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
9. ⑨契約条項第15条において、発電側課金に係る請求書は毎月15日までに到着するよう提出する旨の記載がございますが、15日が土日・祝日に該当する場合や連休の影響も考慮し、提出期限を「毎月第○営業日まで」等へ変更することは可能でしょうか。	契約条項のとおりとします。なお、連休等による営業日の確保が困難な場合は、別途協議とします。
10. ⑩発電計画について、30分単位48コマのkwh表記のエクセルでいただくことは可能でしょうか。また、週間か月間のどちらになりますでしょうか。	契約条項第20条に基づき協議とします。
11. 【内訳書について】 「③合計（入札金額）に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額を記載する。」と記載がございますが、時間帯区分ごとの金額②についても1円未満の端数については、切捨ててよろしいでしょうか。	内訳書の②金額については、銭単位まで算出し、その値を記載してください。
12. 【同意書等の提出について】 契約条項第25条(1)(2)(3)について入札前に様式を確認させていただくことは可能でしょうか。	別紙9「財産調査同意書」、別紙10「取引状況確認書」、別紙11「契約状況確認書」をご確認ください。
13. 【料金の納付について】 「当該請求に係る納入通知書の発付日が属する付きの末日を納付期限として定める」と記載がございますが、発付から発送までの日数はどのくらいでしょうか。 また、納入通知書での支払いとのことですが、現在銀行窓口での納付書支払いの取り扱いがなくなってきておりますので、請求書払い希望しております。対応可能でしょうか。	納入通知書の発付から発送まで14日ほど要します。 また、請求書払いは対応可能です。あわせて問5.の回答も参考としてください。

質 問 事 項	回 答 事 項
14. 【発電計画について】 発電計画の提出は、仕様書別紙2の月間計画のみになりますでしょうか。 発電計画について弊社の希望としましては下記の通りとなります。 30分エクセルデータで週間、月間でご提出いただけないでしょうか。 また月間（週ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW）、年間（月ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW）でご提出いただくことは可能でしょうか？	発電計画は別紙2のみです。エクセルデータの提供については、契約条項第20条に基づき協議とします。なお、月間・年間・時間帯ごとのデータ集計は行いません。
15. 【計量器について】 一般送配電事業者様によって設置された計量器について更新はありますか。 更新がある場合は費用の負担はどちらの負担になりますか。 費用が受注者負担の場合、おおよその工事費金額はどの程度になりますか。	計量器の更新は予定していません。
16. 【容量市場について】 容量市場に参入していますか。されている場合何電源で登録されていますか。	容量市場には参入していません。
17. 【契約保証金免除条件について】 「過去2年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と電力の売払契約及び春日部市の売払予定量と同程度の契約を2回以上にわたって締結を誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と記載がございますが、公告日から起算して二年以内の認識でよろしいでしょうか。 （令和6年4月1日～令和7年3月31日の契約は証明として有効でしょうか）	お見込みのとおりです。
18. 1、現在の契約者と契約単価について教えてください。	現在の契約者は、「T G オクトパスエナジー株式会社」です。 なお、契約単価は非公開です。

質 問 事 項	回 答 事 項
19. 2、月々のお支払については振込の対応は可能でしょうか。	振込の対応は可能です。 あわせて問5. の回答も参考としてください。
20. 3、納付書払いの場合、窓口納付が必要な形式となりますでしょうか。また指定銀行（収納契約先）に三井住友銀行は含まれておりますでしょうか。指定銀行（収納契約先）に三井住友銀行が含まれておらず、かつ窓口納付が必要となる場合は、対応いたしかねますので、窓口納付以外のお支払い方法での対応を希望いたします。	納付書払いの場合、原則窓口納付となります。ただし指定金融機関によっては、取扱いのない場合があります、三井住友銀行においては、窓口収納が利用できません。口座振込での対応となりますので別途協議としてください。 あわせて問5. の回答も参考としてください。
21. 4、バイオマス比率の通知は毎月いつ頃いただけますでしょうか。	月末に通知する予定であります。
22. 5、契約書の内容については落札後、加筆・修正等の協議は可能でしょうか。	協議は不可とします。
23. 6、契約予定期間中の取引用電力量計やVCTの交換予定はありますでしょうか。予定されている場合、交換に係る費用は発注様のご負担となる認識でよろしいでしょうか。	取引用電力量計やVCTの交換は予定していません。
24. ①現在の契約者（売却先事業者）及び売電単価（税抜 円/kWh）をご教示いただけますでしょうか。	現在の契約者は、「T G オクトパスエナジー株式会社」です。 なお、売電単価は非公開です。
25. ②開札結果は参加者全員（落札者以外）の入札金額についても公表されますでしょうか。	開札結果は春日部市公式ホームページにて入札金額を含めて公表します。ただし契約単価は、公表していません。
26. ③開札結果は入札を辞退した場合でも公表いただけますか。	開札結果は春日部市公式ホームページにて公表します。

質 問 事 項	回 答 事 項
27. ・弊社落札の場合、切替手続きに必要な発電量調整供給兼基本契約申込書の記入など必要な作業にご協力いただきます。	切替手続きに必要な事項については、協議の上決定します。
28. ・契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約条項第20条に基づき協議とします。
29. ・入札書や内訳書をWordやExcelなどの編集可能なデータでご提供いただくことは可能ですか。	入札公告に添付されたものをご利用ください。
30. ・契約書以外に連絡体制表などを双方で作成し、インバランスなどが極力発生しないような体制づくりに協力いただけますか。	契約条項20条及び21条のとおりとします。
31. ・計画外停止など事前の発電計画に変化が生じた場合、速やかにご連絡いただき、修正された計画値をご提供いただけますか。	原則として、計画値の提供後に修正は行いません。なお、長期にわたり電力を供給できない状態が生じる場合は、受注者に連絡します。
32. ・発電計画に変化が生じた場合に、事前の連絡や計画値の修正を速やかに実施いただくような要請に複数回、応じていただけない場合、単価の変更に対応していただくことは可能でしょうか。	原則、単価の変更は不可とします。
以上	
※質問事項は、原文のとおり記載しております。	

(第25条関係)

令和 年 月 日

財産調査同意書

春日部市長 あて

債務者

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

「春日部市環境センター余剰電力売払」の履行において、滞納があった場合は、次の調査を受けることに同意します。

調査事項

1 春日部市が保有しない情報について

春日部市が関係諸機関（以下、情報保有者という。）に対し、滞納整理業務に必要な範囲で財産、所得等の調査を実施すること及び情報保有者がこれに回答することに同意します。

2 春日部市が保有する情報について

春日部市が保有する情報について、廃棄物対策課が、「春日部市環境センター余剰電力売払」の滞納整理業務に必要な範囲で、情報所管課から提供を受けることに同意します。

ア 提供を受ける情報

○ 納税通知書送達先住所

○ 個人の市民税・県民税に関する情報

- ・所得の種類及び金額並びに収入の種類、金額及びその収入に係る支払者等
- ・所得控除の種類及び控除額並びに生命保険料控除の対象となった保険料の支払先
- ・税額

○ 固定資産税・都市計画税に関する情報、固定資産（補充）課税台帳に登録された土地・家屋の所有状況及び次の事項

- ・土地の所在・地番、地目、地積、価格
- ・家屋の所在・地番・家屋番号、床面積、価格

○ 市税の滞納の有無

イ 情報所管課

市民税課、資産税課、収納管理課

(第25条関係)

令和 年 月 日

取引状況確認書

春日部市長 あて

契約者

所在地

名 称

代表者職氏名

「春日部市環境センター余剰電力売払」の契約以外に、当社が春日部市から支払いを受ける権利を有する契約は、ありません。
次のとおりです。

所管課	契約名	契約金額	履行期間	契約日

※記載欄が不足する場合は2枚目以降を追加してください。

(1 /)

所管課	契約名	契約金額	履行期間	契約日

(第 2 5 条 関 係)

令和 年 月 日

契 約 状 況 確 認 書

春日部市長 あて

契 約 者
所 在 地
名 称
代 表 者 職 氏 名

春日部市との契約以外に、当社が他自治体（一部事務組合を含む。）と締結している余
剰電力の売却に関する契約は、 ありません。
次のとおりです。

自治体名	部局名	契約名	契約金額	履行期間	契約日

※記入欄が不足する場合は2枚目以降を追加してください。

(1 /)

自治体名	部局名	契約名	契約金額	履行期間	契約日